

# 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県カスタマーハラスメント防止条例（埼玉県条例五十四号）（雇用・人材戦略課）

## 一 趣旨

カスタマーハラスメントの防止に關し、基本理念等を定めることにより、誰もが安心して働くことができる就業環境を整備し、事業者が安定した事業活動を継続できる環境を構築するとともに、顧客等の豊かな消費生活及び公正な取引を促進し、相互に尊重し合える社会の実現を図り、もつて持続可能な社会を実現するための条例の制定

## 二 内容

(一) 事業者、顧客等、事業者団体、就業者及びカスタマーハラスメントの定義

(二) 基本理念

ア 社会全体でカスタマーハラスメントの防止を図る

イ 何人もカスタマーハラスメントを行つてはならない

ウ 顧客等及び就業者が対等の立場において相互に尊重する

エ 顧客等の社会通念上許容される範囲の要望の申出等が妨げられることのないよう配慮されなければならない

### (三) 各主体の責務

ア 県の責務

カスタマーハラスメント防止施策を総合的に実施する

イ 顧客等の責務

就業者に対する言動に必要な注意を払うよう努める等

ウ 事業者の責務

相談体制の整備等、就業者の業務の管理上必要な措置を講ずるよう努める等

エ 事業者団体の責務

その構成員である事業者が行う取組への必要な助言、協力その他の支援を行うよう努める等

オ 就業者の責務

事業者が基本方針を作成した場合、当該基本方針を遵守するよう努める等

### (四) 県の施策等

指針の作成及び公表、情報の収集及び提供等

## 三 施行期日

令和八年七月一日